

## 地域密着型通所介護及び第1号通所事業 重要事項説明書（兼契約書別紙）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

（1～7と9～15は重要事項の項目、8は重要事項かつ契約書別紙の項目です。）

### 1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社アドバンスコーポレーション
主たる事務所の所在地	東京都多摩市和田842番地の4
代表者（職名・氏名）	代表取締役 青木 亨
電 話 番 号	042-338-7030

### 2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	早稲田イーライフ多摩貝取	
サービスの種類	地域密着型通所介護 第1号通所事業	
事業所の所在地	東京都多摩市貝取1-57-1 カサベルデ貝取102	
電 話 番 号	042-407-4571	
指定年月日・事業所番号	平成28年12月1日指定（総合事業）	13A5000065
	平成29年2月1日指定（介護）	1395000183
実施単位・利用定員	2単位	定員10人
通常の事業の実施地域	多摩市	

### 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援・要介護・事業対象者状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援・要介護状態の軽減や悪化の予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

### 4. 提供するサービスの内容

早稲田イーライフ多摩貝取が提供する地域密着型通所介護及び第1号通所事業は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、健康状態の確認やその他利用者

に必要な日常生活上の世話及び機能訓練、生活等に関する相談及び助言、を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

## 5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、年末年始（12月29日から1月3日） 及びお盆（8月13日から8月15日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス 提供時間	1単位目 9:00～12:10 ----- 2単位目 13:30～16:40

## 6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
生活相談員	常勤 3人、 非常勤 1人
看護職員	常勤 0人、 非常勤 0人
介護職員	常勤 3人、 非常勤 2人
機能訓練指導員	常勤 1人、 非常勤 0人

## 7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 青木 亨
管理責任者の氏名	管 理 者 青木 亨

## 8. 提供するサービスの内容及び費用について

### (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
通所介護計画の作成	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者に係る地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画、介護予防サービス計画または介護予防ケアマネジメント（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所介護計画を作成します。</li> <li>2 通所介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。</li> <li>3 通所介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、通所介護計画書を利用者に交付します</li> <li>4 それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。</li> </ol>

利用者居宅への送迎		事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
日常生活上の世話	健康チェック	施設到着時、帰宅時、運動途中等において血圧、脈拍、体温を測定また問診を行い健康チェックを行います。
	水分補給	運動前後等に水分補給を促します。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
機能訓練	機能訓練	個々の利用者の状態に適切に対応する観点から、個別の機能訓練実施計画を策定し、これに基づきサービス提供を行います。

(2) 通所介護従業者の禁止行為

通所介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対し行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 費用について

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、**原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割・2割・3割の額**です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

・地域密着型通所介護の利用料・・・基本部分、加算の合計の額となります。

(地域区分：2級地＝10.72円/単位)

		3時間以上 4時間未満	利用者負担金			
			1割負担	2割負担	3割負担	
基本部分	要介護1	416単位 4,459円	446円	892円	1,338円	1日につき
	要介護2	478単位 5,124円	513円	1,025円	1,538円	1日につき
	要介護3	540単位 5,788円	579円	1,158円	1,737円	1日につき
	要介護4	600単位 6,432円	644円	1,287円	1,930円	1日につき
	要介護5	663単位 7,107円	711円	1,422円	2,133円	1日につき
科学的介護推進加算		40単位 428円	43円	86円	129円	1月につき

個別機能訓練加算 (I)イ	56 単位 600 円	60 円	120 円	180 円	1 日につき
サービス提供体制加算 II	18 単位 192 円	20 円	39 円	58 円	1 日につき
ADL 維持等加算 I	30 単位 321 円	33 円	65 円	97 円	1 月につき
ADL 維持等加算 II	60 単位 643 円	65 円	129 円	193 円	
介護職員等 処遇改善加算 I	所定単位数の 9.2%	左記額の 1 割	左記額の 2 割	左記額の 3 割	1 月につき
備考	法定代理受領の場合は、上記金額に負担割合証に記載のある割合（ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合その負担率による）。				

※個別機能訓練加算：それぞれの要件を満たした上で、機能訓練を行った場合、加算 I と加算 II をそれぞれ算定できる。

※介護職員処遇改善加算 I：当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

※介護職員等特定処遇改善加算 I：当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

※介護職員等ベースアップ等支援加算：当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

・その他の費用

食 費	なし
そ の 他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

・第 1 号通所事業の利用料・・・基本部分、加算の合計の額となります。

(地域区分：2 級地=10.72 円/単位)

		単位数・介護報酬額 (1 か月あたり)	利用者負担金			
			1 割負担	2 割負担	3 割負担	
基本部分	要支援 1 事業対象者 週 1 利用	1,798 単位 19,274 円	1,928 円	3,385 円	5,783 円	1 月につき
	要支援 2 週 1 利用	1,811 単位 19,413 円	1,942 円	3,883 円	5,824 円	1 月につき
	要支援 2 事業対象者 週 2 利用	3,621 単位 38,817 円	3,882 円	7,764 円	11,646 円	1 月につき
科学的介護推進 加算		40 単位 428 円	43 円	86 円	129 円	1 月につき

サービス提供 体制加算Ⅱ	要支援1（要支援2で週1回 利用）：72単位 771円 要支援2：144単位 1,543円	要支援1： 78円 要支援2： 155円	要支援1： 155円 要支援2： 309円	要支援1： 232円 要支援2： 463円	1月につき
介護職員 処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の9.2%	左記額の 1割	左記額の 2割	左記額の 3割	1月につき
備考	法定代理受領の場合は、上記金額の1割（ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合または負担割合証に記載のある、その負担率による）。				

※事業所評価加算は、算定基準を満たした年度のみ算定します。

※介護職員処遇改善加算Ⅰ：当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

※介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ：当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

※介護職員等ベースアップ等支援加算：当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

・その他の費用

食費	なし
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

・支払い方法

1. ご指定いただいた金融機関の口座から、利用の翌月20日に自動振替により、お支払いいただきます。または、翌月10日以降に前月分の請求書を送付し、利用の翌月20日までに振り込んでいただく方法もございます。
2. 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。
3. 事業者は、利用者から利用料の金額の支払いを受け、利用者から求められた時は、提供した早稲田イーライフ多摩貝取のサービス内容・利用単位・費用等を記載したサービス提供証明書を交付します。

## 9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

## 10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び多摩市へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 1 1. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 042-407-4571 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	多摩市介護保険課	電話番号 042-338-6901
	東京都国民健康保険団体連合会	電話番号 03-6238-0177

## 1 2. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々の方が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。
- (3) 職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いします。
- (4) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の居宅支援事業者、地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

## 1 3. 衛生管理等

- 一 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。
- 二 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする
  - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

## 1 4. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

## 1 5. 人権擁護・虐待防止

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、以下の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知します。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

- (5) 第1項に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。

### 16. 暴力団排除

- 一 事業所を運営する当該法人の役員及び事業所の管理者その他の従業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。）ではありません。
- 二 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けません。

### 17. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

なし	あり	実施した年月日		
		実施した評価機関の名称		
		評価結果の開示状況	なし	あり

### 18. 業務継続計画の策定

- 一 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- 二 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- 三 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

### 19. 認知症介護に係る基礎的な研修の受講

事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者（東京都は柔道整復師を含む）を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。また、従業者の資質向上のために研修の機会を設けます。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

[ 事業者 ]

事業者住所 東京都多摩市和田 8 4 2 番地の 4  
事業者名 株式会社アドバンスコーポレーション  
代表者名 代表取締役 青木 亨

事業所住所 東京都多摩市貝取 1 - 5 7 - 1 カサベルデ貝取 1 0 2  
事業所名 早稲田イーライフ多摩貝取

説明者 青木 亨

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

[ 利用者 ]

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

[ 利用者代筆人（選任した場合） ] （続柄： \_\_\_\_\_）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_